



# 国労西日本

国労西日本本部

NO. 224

発行責任者 田中 守  
編集責任者 羽柴二郎

安全を守る  
職場風土へ  
変える先頭に

## 労働協約改訂交渉会社回答

# 速報

### 育児休職と再就職支援制度の充実

### 中型自動車免許資格習得支援

### 50人未満職場における安全衛生活動ルール改正

9月12日、西日本会社は申1号及び申2号における労働協約改定交渉の回答を行ってきました。

冒頭会社側は、「8月21日の第1回交渉から本日まで真摯な議論を重ねてきた。これまでの交渉を踏まえ、本日精一杯の判断として最終回答を提示する。世間の水準からみても遜色ないレベルにあると認識しているが、働き甲斐と誇りを実感するためには、各種制度が有効に活用できる環境が必要。育児や介護・看護などワークライフバランスの充実支援、更なる安全性向上に向けた業務推進方法の見直し等を行う。今次交渉の結論が円満に得られるよう要望する」とし、回答を提示した。組合側は、「この間議論を積み重ね、要求が前進した面は評価するが、まだまだ至らない点も多くある。労働組合として今後も議論していきたい。今回の回答は、持ち帰り検討とする」とした。

#### 「勤務制度等の改正について」

##### 1. 忌引休暇の取り扱いについて

###### (1) 実施内容

忌引日数が3日の場合、葬祭執行の当日を2日目とする連続した3日間に充てることのできるものとする。

###### (2) 実施時期

平成26年10月1日以降に喪を知った日から適用する。

#### 2 育児休職の取扱いについて

##### (1) 実施内容

子が小学校就学の始期から小学校6年生の年度末に達するまでの期間のうち、1年を上限とする一の期間について、現行の育児休職とは別に育児休職（「育児休職（小学校）」）を取得できるものとする。ただし、当該子が3歳に達してから小学校就学の始期に達するまでの間において、時間外労働等の制限措置、深夜勤務

の制限措置及び当該子以外に係る短時間勤務制度のいずれの適用も受けなかった女性社員に限る。

##### (2) 実施時期

育児休職（小学校）については、平成27年4月1日以降に開始となる休職から適用する。

##### 3 育児等を理由に退職した社員に対する再就職支援の取扱いについて

###### (1) 実施内容

再就職支援の登録対象者  
再就職支援の登録対象者にシニアリーダー社員及びシニア社員を加える。

再就職支援の登録対象者を再採用する区分

再就職支援に登録し退職した社員等を当社の選考試験に合格した場合に再採用する区分は次のとおりとする。



退職時・社員  
再採用時・社員

シニアリーダー社員  
シニア社員  
契約社員

退職時・シニアリーダー社員  
再採用時・シニアリーダー社員  
シニア社員

退職時・シニア社員  
再採用時・シニア社員

再就職支援の登録対象者の基準  
再就職支援の登録対象者の基準となる退職事由について、

「結婚、出産、育児、配偶者の転勤及び介護」としては、  
「結婚、出産、育児、配偶者の転勤並びに介護及び看護」に改める。

###### (2) 実施時期

平成26年10月1日以降実施する。

#### 「安全衛生活動ルールの改正について」

##### (1) 実施内容

常時50人未満の社員等における業務機関において、総括安全衛生責任者は、毎月1回以上、安全衛生に関する社員等の意見を安全衛生推進者から聞く機会を設けるとともに、その内容を周知することとする。

